

第4階層のスライド(素案)

- 災害時に市町村が初動対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要
- 市町村長は平常時から、トップとしての心構えや、自身がとるべき行動について頭に刻み込んでおくべき

1. 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける ②体制をつくる ③状況を把握する ④目標・対策について判断(意思決定)する ⑤住民に呼びかける、の5点である。
- (3) 市町村長が最初に自ら判断すべき事項は、避難勧告等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身につける。

2. 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合(または発生が予想される場合)は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎(災害対策本部設置予定場所)に駆けつける。
- (2) 市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、予め特別職の権限代行者(副市町村長等)を定め、周知しておく。災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる態勢をとっておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制(宿日直体制・緊急参集体制)をあらかじめ構築しておく。

3. 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被被害情報のとれない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りにいく。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4. 避難勧告等の的確な発令

- (1) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (2) 平常時から、気象情報等に対応した避難勧告等の発令基準を設定しておくことは、避難勧告等のスムーズな発令をするうえで欠かせない。
- (3) 避難勧告等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

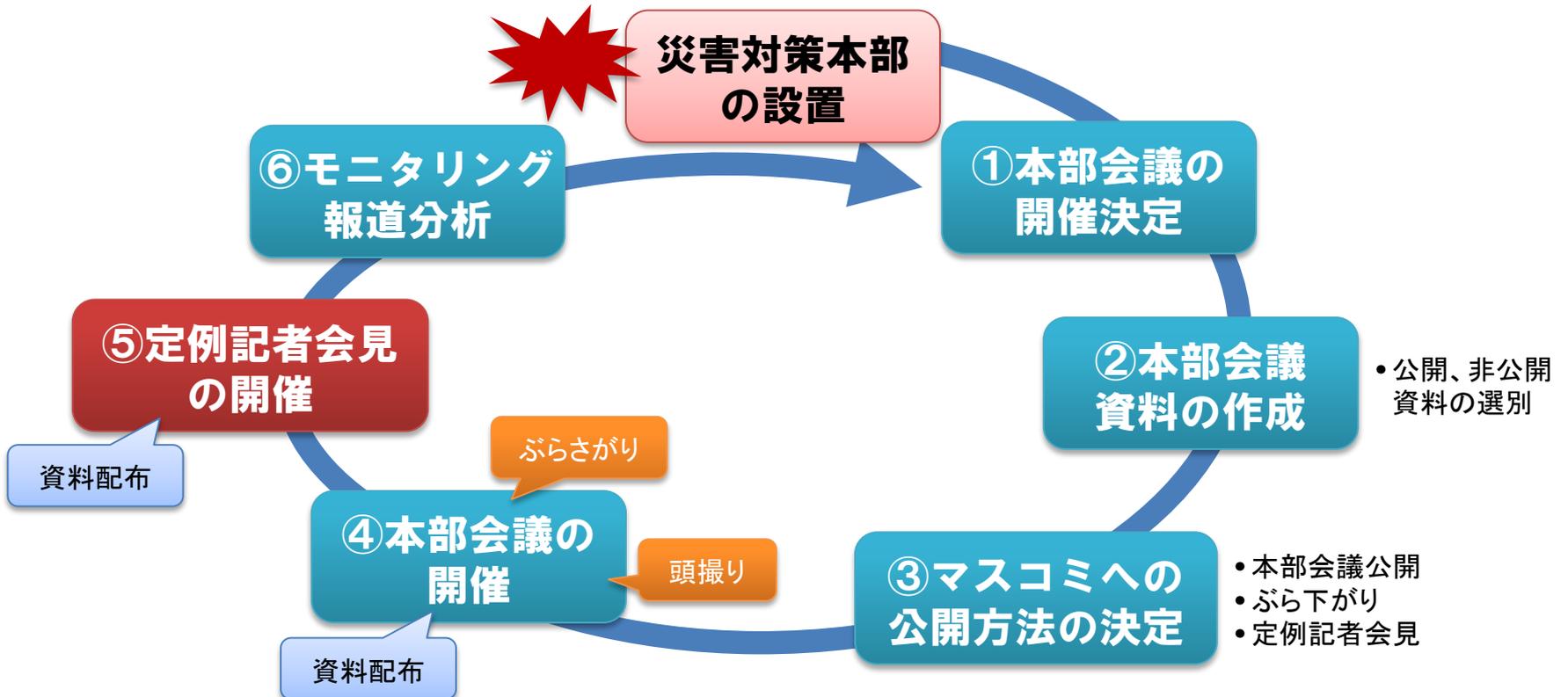
5. 都道府県・消防機関・自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県・消防機関・自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6. マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

- 災害対応の目標と対応方針を明確に示す
 - ・数ある課題の中で、優先課題が何かを示す
 - ・「被災者の救命・救助を第一に」等の目標とそのための方針を具体的に示す
- 将来の災害対応の見通しを明確に述べる
 - ・被災者に見通しを示すことで、安心感や信頼感を持ってもらう
- 関連機関・団体や市民からの協力を仰ぐ



災害時広報の流れ

【通信手段の確保】

- 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、災害情報連絡のための通信手段を確保する

【応援依頼の判断のための情報収集】

- 災害発生直後は、関係機関への応援依頼の要否を判断するために、被害規模を推定するための概括的被害情報の収集を行う

【災害発生直後の被害情報等の収集・報告】

- 市町村は、人的被害の状況（行方不明者数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告する
- 都道府県は、市町村等から情報を収集すると共に、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、市町村が報告できない場合はあらゆる手段を尽くして情報収集を行い、国（消防庁）に報告する
- 人的被害数（死者・行方不明者数）については、都道府県が一元的に集約、調整を行う

自治体間の支援

G-1

要請者	要請先	要請事項	根拠法
都道府県知事、市町村長等	他の都道府県知事、市町村長等	当該都道府県及び市町村の事務の処理のため、職員の派遣を求めることができる	地方自治法
都道府県知事等	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関	災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を要請することができる	災対法第29条
都道府県知事等	他の都道府県知事等	災害応急対策の実施のため、都道府県知事等相互間で応援を求めることができる	災対法第74条
都道府県知事	市町村長	当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる	災対法第72条第二項
都道府県知事	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関等	応急措置を実施するため、応急措置の実施の要請、又は求めることができる	災対法第70条第三項
都道府県知事	市町村長	応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる	災対法第72条第一項
都道府県知事	-	当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき、当該市町村の市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない	災対法第73条
市町村長等	他の市町村長等、都道府県知事等	災害応急対策の実施のため、応援を求めることができる(都道府県知事に対してのみ)災害応急対策の実施を要請することができる	災対法第67条、第68条
市町村長等	指定地方行政機関の長、指定公共機関	災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を要請することができる	災対法第29条
市町村	他の地方公共団体	災害時における事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を委託できる	災対法第69条

- 食料、飲料水、生活必需品、燃料その他物資の備蓄・調達・輸送体制を整備し、供給のための計画を定めておく
- 初期対応に十分な量の物資を備蓄し、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄、備蓄拠点の設置など体制の整備に努める
- 備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する
- 被災者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、企業等と物資の調達支援協力に関する協定を締結するなど事前に準備しておく

<例> 静岡県と静岡県トラック協会・静岡県倉庫協会との災害時支援協定の締結

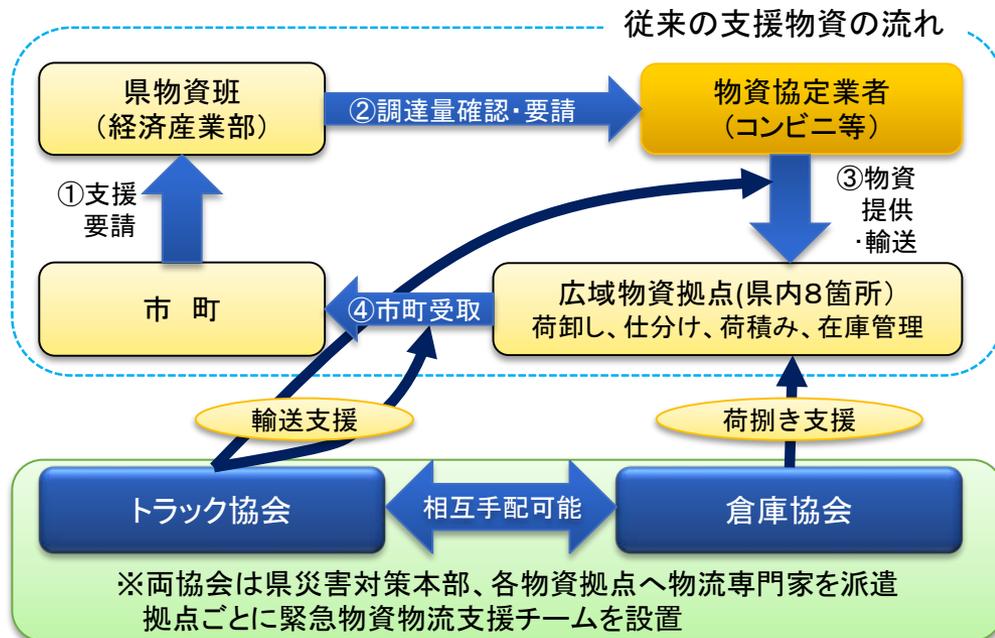
○協定の内容

静岡県トラック協会

物資の緊急・救援輸送業務とそれに伴う資機材提供、要員派遣

静岡県倉庫協会

物資保管・仕分け等業務とそれに伴う資機材等の提供、要員派遣



- 災害対応業務を迅速・的確に実施するためには、訓練を通じて計画の検証や活動手順、技術の習得を図り実践能力の向上を図ることが必要
- 災害対応力の向上には、計画やマニュアル等を作成(Plan:計画)し、訓練(Do:実行)を通じてその内容を評価(Check:評価)し、課題点を踏まえて計画等の改善を図る(Action:改善)というPDCAサイクルの繰り返しにより、継続的な改善を図る

防災活動計画の習得・検証



- 防災計画や災害時の行動マニュアル(実践的応急活動要領)に記載されている体制と活動手順などの習得と検証のための訓練
 - 具体的な被害想定に基づいた状況を付与すること等によって、実践的な訓練を実施
- (例) 災害対策本部設置・運営訓練、
情報収集・伝達訓練

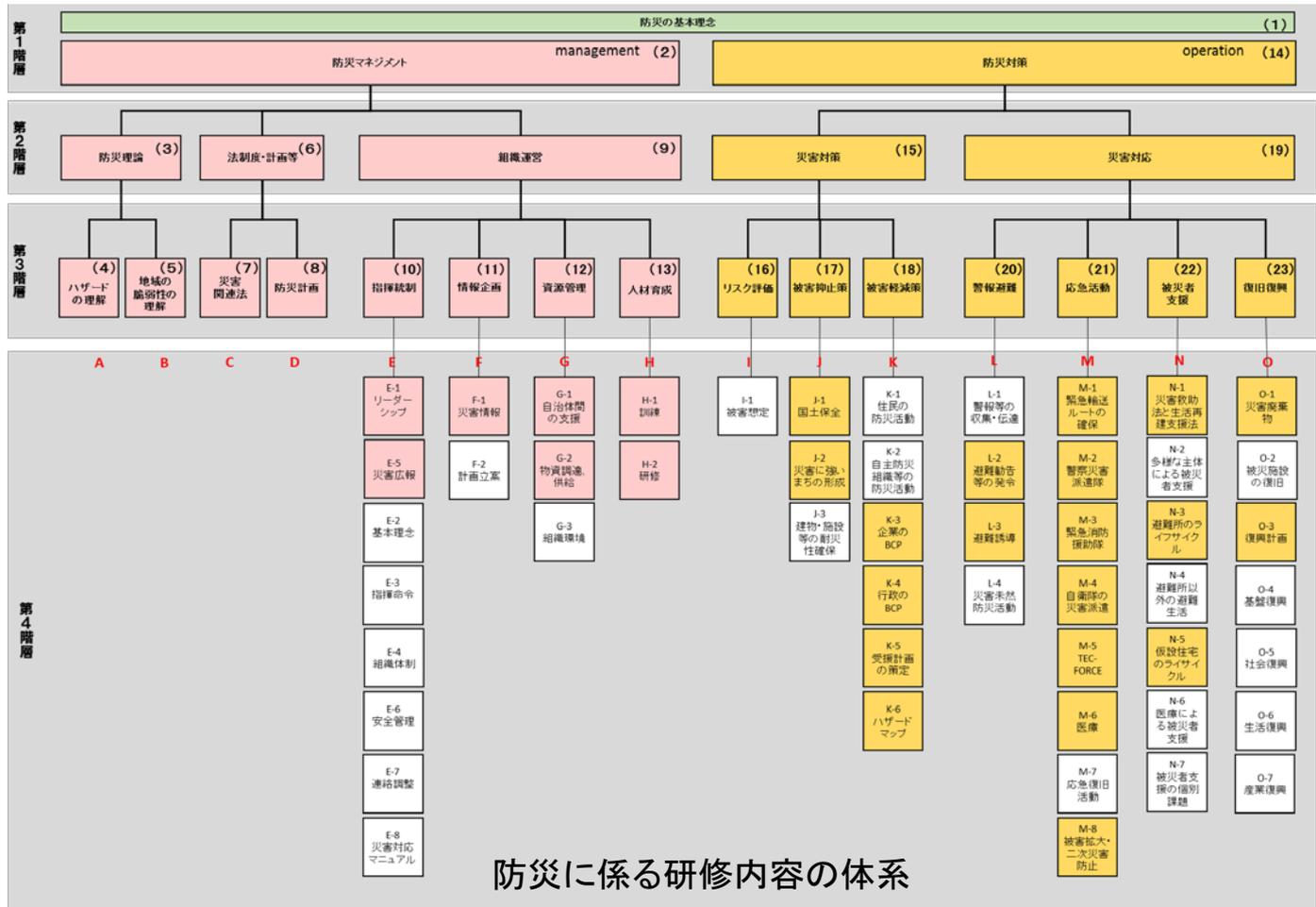
防災技術の習得



- 現場などでのそれぞれの災害対応を習熟し、技術を向上させるための訓練
 - 使用する設備や機材の取り扱い方法や手順を実際に使って実施
- (例) 救助訓練、消火訓練、避難訓練

○「防災に係る研修内容の体系」に基づき、役割や職位などに応じて適切に防災活動を行なうため、研修制度など組織内に学びの仕組みをつくり、継続的に研修を行うことが必要

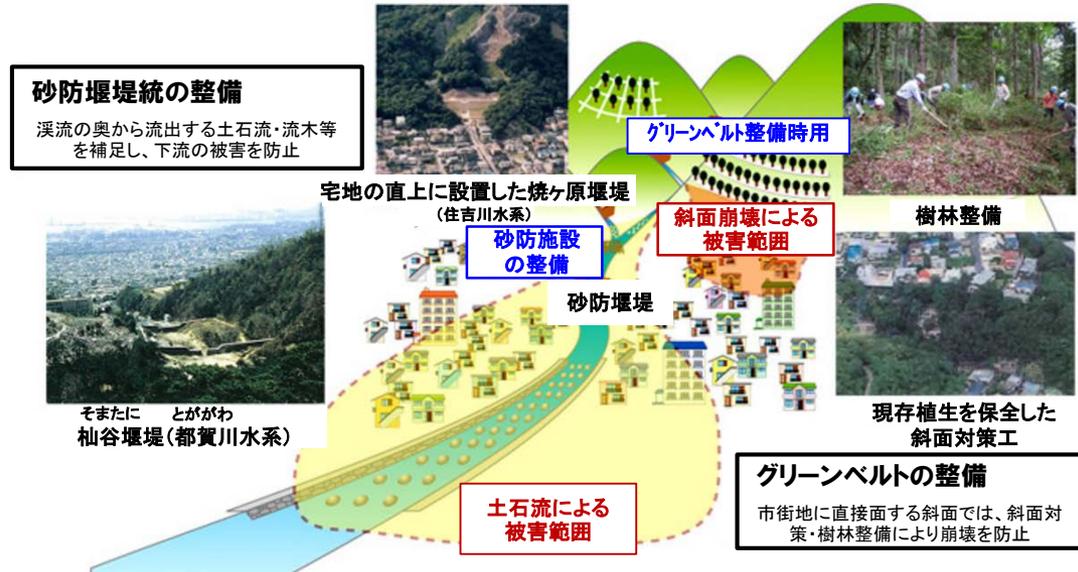
○外部研修機関の利用や大学の防災講座等と連携するなど、効果的な研修を行う



○災害に強い国土の形成を図るため、国土保全事業を総合的、計画的に推進するとともに、構造物、施設等の耐震性、耐浪性等安全性の確保を図る



治水対策



土砂災害対策



堤防



護岸



水門

津波・高潮対策

○地震については、建築物や各施設の耐震性の強化を図り、浸水・津波や火山の噴火等についても必要なハード整備を行い、災害に対する安全性の確保を図る



住宅の耐震補強



地下街や地下鉄入口における
止水板の設置



避難路の整備



学校の耐震補強

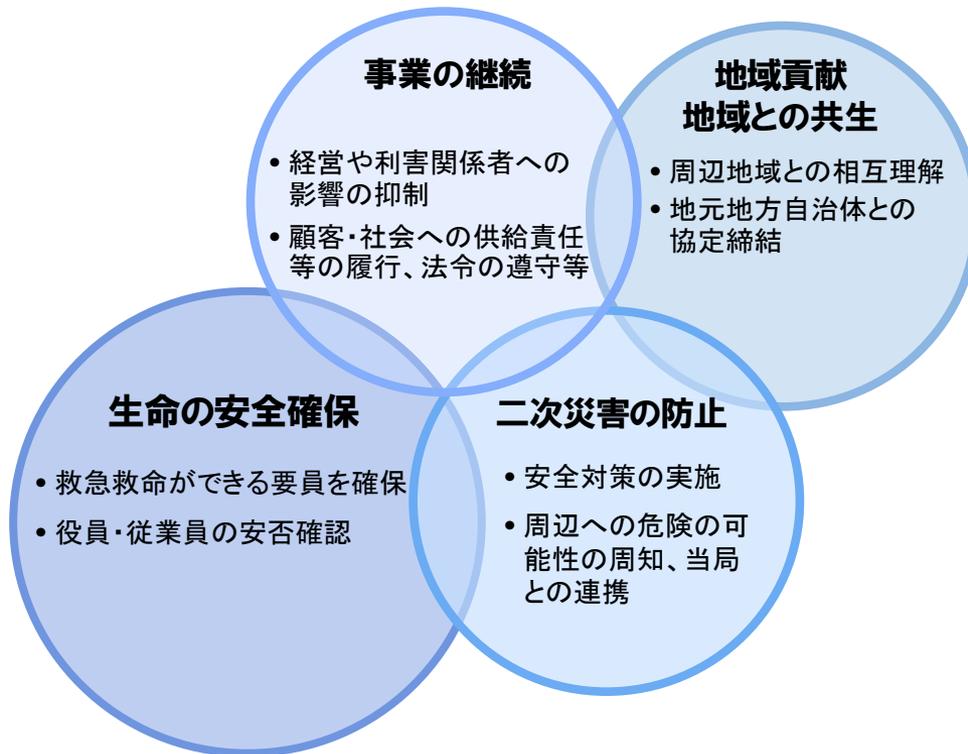


火山シェルターの整備

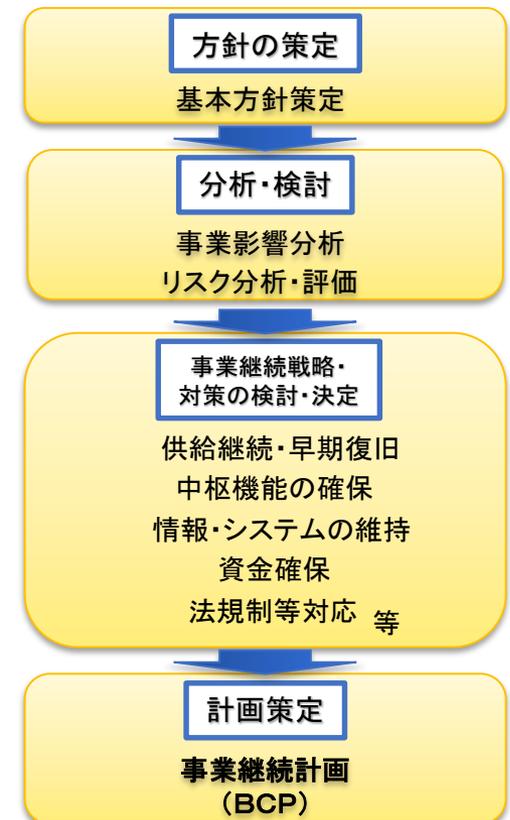


津波避難ビルの整備

○企業は、災害時に企業の果たす役割を十分に認識し、災害時に資源の制約を受けても企業が重要業務を継続して行えるように事業継続計画(BCP)を策定する



災害時に企業の果たす役割



事業継続計画(BCP)の策定の流れ

○災害時に資源の制約を受けても市町村が一定の業務を的確に行えるように、業務継続計画を策定し、事前の対策準備が必要

○業務継続計画とは

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画

○業務継続計画策定の効果

業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられる

○業務継続計画の継続的改善

業務継続計画の策定後は、職員に対する教育、訓練等を実施しながら計画の実効性を確認し、高めていく

【市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府：平成27年5月）】

- 人口が1万人に満たないような小規模市町村であってもあらかじめ作成していただきたい事項（重要な6要素）をまとめた
- 現時点の状況及び今後の検討事項を、記入例を参考に様式に記入していくことで、重要な6要素が整理できるように構成

《重要な6要素》

首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

重要な行政データのバックアップ

電気、水、食料等の確保

非常時優先業務の整理

○災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるように、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画を位置付けて必要な準備を整える

受援計画検討項目(例)

•受け入れ体制

支援県・応援県等との調整窓口担当の設置
支援県・応援県等との連絡調整方法
災害相互応援協定の締結

•活動拠点の確保

応援要員の活動拠点
医療搬送拠点
応援物資拠点
応援要員の宿泊(仮眠)場所

•活動内容・活動体制

応援内容の調整
電源、通信、連絡手段の確保、
侵入ルートの確保、

•災害ボランティアの受け入れ

•応援要請等の手続き

受援計画検討対象機関(例)

•警察

•消防

•自衛隊

•海上保安庁

•他の地方公共団体(広域連携)

•医療救護(DMAT等)

•物資調達(協定業者・トラック協会等)

•災害ボランティア

ハザードマップ

○ハザードマップには、「内水ハザードマップ」、「土砂災害ハザードマップ」、「地震防災マップ」、「火山ハザードマップ」、「高潮ハザードマップ」、「津波ハザードマップ」などがあり、作成主体や法的根拠の有無はそれぞれに異なる

○洪水ハザードマップは、市町村長が住民に避難するために必要な情報を提供することを目的に作成

●●市洪水ハザードマップ

情報の伝達経路

情報の伝達経路
災害発生時、洪水が予想される地域、避難先へ避難誘導、避難場所へ誘導するため、迅速に伝達可能な伝達経路を確保する必要があります。

伝達経路の種類
● 放送機
● 無線機
● 電話機
● 伝言機
● 伝言機
● 伝言機

市民のみなさんへ
● 避難誘導
● 避難場所の確保
● 避難場所の確保

避難時の心得

● 洪水、土砂災害等の発生時は、速やかに避難場所へ避難し、避難場所へ誘導されるまで、安全な場所を確保してください。

● 避難するときは、必ず避難経路を確認し、避難場所へ誘導されるまで、安全な場所を確保してください。

● 避難するときは、必ず避難経路を確認し、避難場所へ誘導されるまで、安全な場所を確保してください。

● 避難するときは、必ず避難経路を確認し、避難場所へ誘導されるまで、安全な場所を確保してください。

●●あなたの避難場所一覧

避難場所名称	避難場所	避難場所	避難場所
市民体育館	市役所	小学校	中学校
市民体育館	市役所	小学校	中学校
市民体育館	市役所	小学校	中学校

行政機関一覧

行政機関	電話番号	電話番号
市役所	024-221-1111	024-221-1111
市役所	024-221-1111	024-221-1111
市役所	024-221-1111	024-221-1111

医療機関一覧

医療機関	電話番号	電話番号
市民体育館	024-221-1111	024-221-1111
市民体育館	024-221-1111	024-221-1111
市民体育館	024-221-1111	024-221-1111

ライフライン管理機関一覧

ライフライン管理機関	電話番号	電話番号
市民体育館	024-221-1111	024-221-1111
市民体育館	024-221-1111	024-221-1111
市民体育館	024-221-1111	024-221-1111

凡例

- 避難場所
- 行政機関
- 医療施設
- ライフライン管理機関

浸水想定区域・浸水深の明示

- 浸水深0.5m未満の区域
- 浸水深0.5～1.0m未満の区域
- 浸水深1.0～2.0m以上の区域
- 避難区域界
- 地下空間

避難時の心得・持ち物

浸水想定区域・浸水深の明示

避難場所

主として要配慮者が利用する施設

出典: 国土交通省HP

※洪水ハザードマップの作成・公表は、水防法第15条第3項で市町村長に義務づけられている

14

避難勧告等の発令

○自然災害のおそれが高まった際に市町村が出す避難勧告等について、どのようなタイミングでどのような範囲に発令すべきか等、市町村担当者が最低限知っておくべき事項を示したガイドライン(H27.8 一部改定)

○避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定

- 避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示した

【避難勧告の判断基準の設定例】

- ・水害…はん濫危険水位に到達 など
 - ・土砂災害…土砂災害警戒情報の発表 など
 - ・高潮災害…高潮警報の発表 など
- (※津波災害は警報等が出れば全て避難指示)

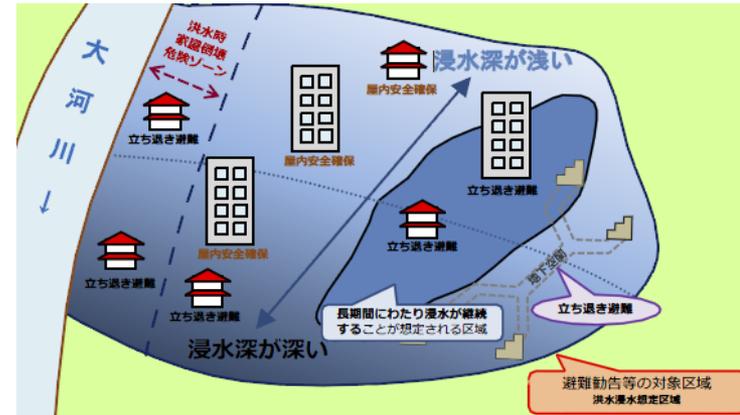
- 市町村が助言を求める相手を明確にした
⇒ 管区・地方気象台、国土交通省河川事務所、都道府県の県土整備事務所等

○避難勧告等の対象区域の設定を説明

- 避難勧告等の区域の設定を災害別に図も併用して説明

【水害(河川氾濫)の設定の例】

- (1) 比較的大きな河川(洪水予報河川、水位周知河川)
- (2) 山間部等の川の流が速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある河川 など



河川のはん濫が想定される際の避難勧告等の発令対象地域の説明図

○市町村の防災体制の考え方を例示

- 市町村の防災体制の移行段階に関する基本的な考え方を例示

【防災気象情報と防災体制の例(土砂災害の場合)】

- ・大雨注意報…連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制
- ・大雨警報…首長等が登庁し、避難勧告の発令が判断できる体制
- ・土砂災害警戒情報…防災対応の全職員が登庁 など

○住民に避難行動を認識してもらうための仕組みを提案

- 災害・避難カードの作成を提案

● 災害・避難カード(●●地区××)			
津波	避難行動(避難する場所)	この情報が出たら、準備が整い次第、避難開始	この情報が出たら、ただちに避難
A川のはん濫	市民会館	はん濫注意情報	はん濫危険情報はん濫警戒情報
土砂災害	B小学校(そこまで逃げられない場合はCマンション)	大雨警報	土砂災害警戒情報
津波	D山(そこまで逃げられない場合はDタワー)	地震に関する情報	大津波警報津波警報

災害・避難カード(イメージ)

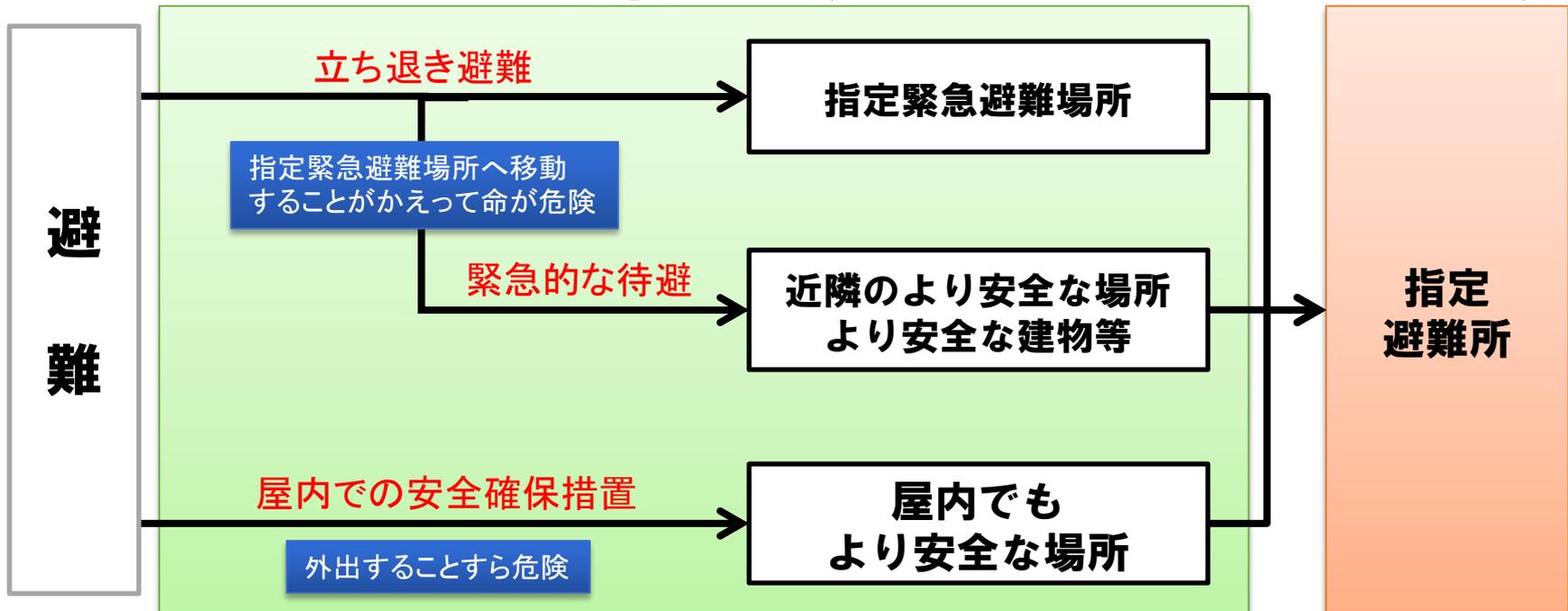
- 「立ち退き避難」は、指定緊急避難場所へ移動することが原則
- 指定緊急避難場所へ移動することがかえって命に危険な場合には、「緊急的な待避」をとる
- 外出することすら危険な場合には、「屋内での安全確保措置」をとる
- 洪水、津波など、異常な現象の種類ごと(ハザード別)に指定

【指定緊急避難場所】 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所

【指定避難所】 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設

命を守るための避難

一定期間避難生活をするための避難

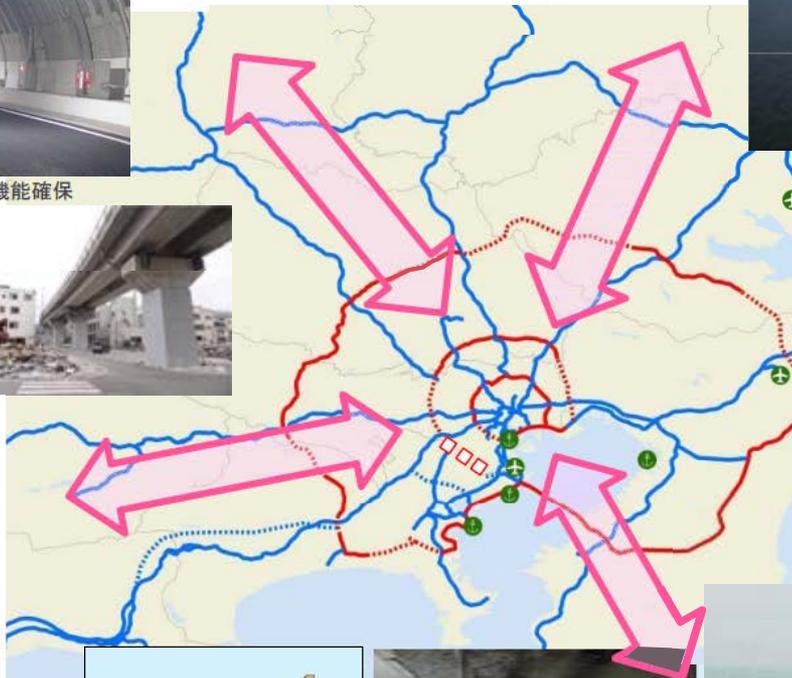


○大規模災害時の輸送ルートの確保のため、主要な道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設について、耐震対策を促進するとともに代替ルートを確保するための道路ネットワーク等の整備を図る



首都圏3環状道路の機能確保

橋脚の耐震補強



道路ネットワークと連結する岸壁の重点的な耐震化等



世界的な物流に対応した京浜港の機能強化(横浜港)



羽田空港滑走路の耐震化



鉄道施設の改良(折り返し施設の整備等)による機能低下の抑制



迅速な代替輸送 航空機の活用(広域代替)

○即応部隊(最大約1万人)と一般部隊から成る警察災害派遣隊を編成し、大災害発生時における広域的な部隊運用を拡充

発生直後に派遣(自活が原則)

警察災害派遣隊

発生から一定期間経過後に派遣

即応部隊

約1万人

一般部隊

広域緊急援助隊



被災者の救出救助



緊急交通路の確保



検視・身元確認等



管区機動隊のうち広域緊急援助隊員以外の者から編成。被災県警察のニーズに応じて、救出救助、行方不明者の捜索、警戒ら等の幅広い業務に従事

特別警備部隊



特別交通部隊



特別自動車警ら部隊



特別生活安全部隊



特別機動捜査部隊



支援対策部隊



身元確認支援部隊
身元確認の資料収集

情報通信支援部隊
通信施設の復旧

- 大規模・特殊災害発声時において全国から被災地に出動し、人命救助活動等を効果的且つ迅速に実施
- 大規模災害発生時に、消防長官の指示、または求めにより部隊が出動

緊急消防援助隊の部隊編成

指揮支援部隊

指揮支援部隊

ヘリコプター等で迅速に現地に向かい、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う

指揮支援隊

指揮支援隊長

指揮支援隊

指揮支援部隊長



平成23年東日本大震災

4,984隊が登録
(平成27年4月現在)

都道府県隊

都道府県隊長隊

(被災現場で指揮活動を行う)

都道府県隊指揮隊

都道府県隊を統括し、その活動管理を行う

消火部隊

大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う

救助部隊

高度救助用資器材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う

救急部隊

高度救命用資器材を備え、救急活動を行う

後方支援部隊

各部隊の活動支援をするために、給水設備等を備えた車両等により必要な輸送・補給活動を行う

特殊災害部隊

毒劇物等災害、大規模危険物災害等特殊な災害に対応するための消防活動を行う

特殊装備部隊

水難救助隊、遠距離送水隊等特殊な装備を用いて消防活動を行う

航空部隊

消防防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う

水上部隊

消防艇を用いて消防活動を行う

都道府県隊

都道府県隊

都道府県隊



○災害派遣は、天変地変その他の災害に際して、必要があると認める場合に人命又は財産の保護を目的として行われる自衛隊の応急的な救援活動であり、自衛隊が必要に応じて行う、いわゆる「公共の秩序の維持」(自衛隊法第3条第1項)としての活動の一環

○災害派遣の3原則

- ・公共性
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
- ・緊急性
差し迫った必要性があること
- ・非代替性
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと

○活動内容

被害状況の把握、避難の援助、搜索救助、水防活動、道路啓開、応急医療、防疫、緊急輸送、炊飯・給水等の実施



輸送ヘリ(CH-47J)



平成26年8月広島市土砂災害



平成27年9月関東・東北豪雨

○大規模な自然災害に際して被災状況の把握や被災地方自治体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施

(国土交通省が平成20年4月に創設)

活動内容

- 被災状況の調査
- 災害緊急対応
 - ・緊急輸送路の確保
 - ・緊急湛水排除
- 被災地方自治体の支援
 - ・リエゾンの派遣
 - ・衛星通信車等の派遣による通信網確保
 - ・災害復旧に関する技術指導や助言
- 二次災害の防止
 - ・応急対策の立案・実施
 - ・被災箇所の危険度予測

事前の体制整備

- 職員をTEC-FORCE隊員としてあらかじめ指名するなど、事前に人員・資機材の派遣体制及び受入体制を整備し、迅速な活動を実施
- 平時に研修や訓練を行うことによる対応能力の向上
- 活動計画や活動拠点の準備による強化

災害対策用機材の配備

- 災害対策用機材(ヘリコプター、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、応急組立橋等)を地方整備局や事務所に配備

TEC-FORCE隊員総数

国土交通省各組織の職員合計7,728名
(平成27年10月20日現在)

※TEC-FORCE(Technical Emergency Control FORCE):
緊急災害対策派遣隊

被災状況の把握



【 H26.8 広島土砂災害 】
(広島県広島市)



- 災害発生直後からEMISを活用し最新の情報を関係機関に提供
- 災害急性期に、要請を受けてDMATが被災地へ参集し、被災地の病院の支援活動や自衛隊等の航空機を使った広域医療搬送などを行う
- 診療拠点として高度の診療機能を有する災害拠点病院が傷病者を受け入れる

○広域災害緊急医療情報システム(EMIS)

- 災害時に最新の情報を関係機関(都道府県、医療機関、消防等)へ提供
- DMAT指定医療機関から派遣されるDMATの活動状況の集約、提供

○DMAT(災害派遣医療チーム)

- 災害急性期(発災から概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的なトレーニングを受けた災害派遣医療チーム
- 主な活動内容
 - －災害現場へ出動し患者の救命
 - －被災地の病院支援
 - －広域医療搬送(自衛隊機)



○広域医療搬送

- 被災地内の空港等に患者搬送拠点としてSCU※を立ち上げ被災地外からのDMATを派遣
※ SCU(Staging Care Unit): 航空搬送拠点臨時医療施設
- 自衛隊等の航空機により傷病者を被災地内から被災地外へ搬送し、災害拠点病院に運ばれ、迅速な高度医療により傷病者の治療を行う

○災害拠点病院

- 地域災害拠点病院
 - －多発外傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
 - －DMAT等の受入れ・派遣機能
 - －傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能等
- 基幹災害拠点病院
 - －「地域災害拠点病院」の機能を強化した病院

○災害発生後に、災害の拡大防止、施設等の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する

＜主な取組の例＞

1. 建築物、構造物に関する二次災害防止対策

- ・被害を受けた建築物による人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士等を活用して応急危険度判定等を速やかに行い、応急措置を実施
- ・市は、判定活動に伴う資料を整える等の受入れ体制の整備

2. 危険物施設等に係わる二次災害予防対策

- ・爆発等及び有害物質の二次災害防止のため、施設の点検や応急措置を行う
- ・危険物施設の管理責任者等への保安教育の実施、立入検査の実施
- ・被災時の緊急点検体制の整備

3. 水害・土砂災害対策

- ・余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施する
- ・土砂災害等の危険箇所の点検は、専門技術者等を活用して行い、危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、応急工事を行う

4. 河川施設の二次災害予防対策

- ・河川施設等の被災後の保全に留意
- ・現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が懸念される箇所を事前に把握

5. ライフライン関係施設対策

- ・電力では感電事故・漏電火災など、ガスでは地震によるガス漏えいによる二次災害の発生の恐れがある場合は、送電中止やガス供給停止等の危険予防措置を講じ、自治体、消防機関、警察、住民に通報する

6. 津波対策

- ・津波が到達後であっても、津波警報・大津波警報が発令されている間は、危険な地域には近づかない

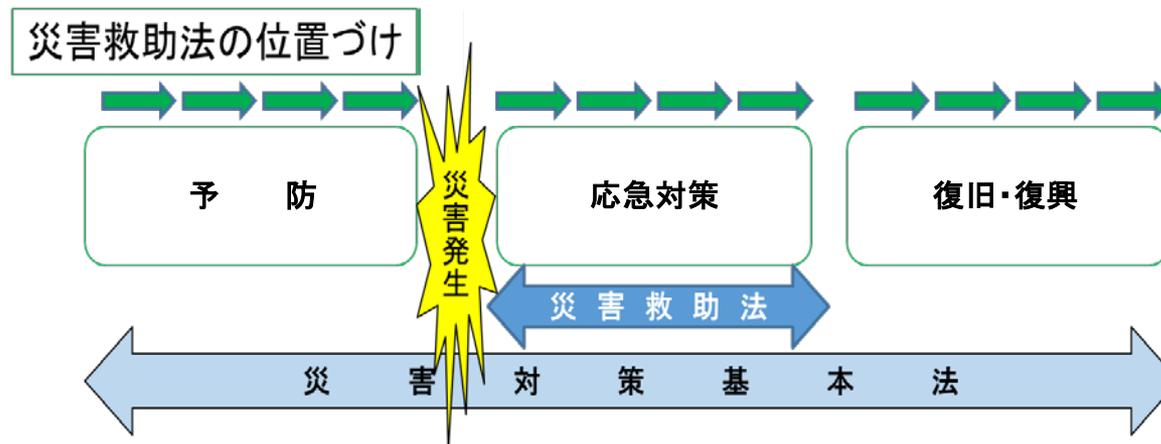
災害救助法の概要

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う
- 災害救助法の適用により、救助に要する費用は都道府県が支弁するが、費用が政令で定める額以上の場合、費用と都道府県の普通税収入見込額の割合に応じて国が一部負担する

- <救助の種類>
- 避難所の設置
 - 応急仮設住宅の供与
 - 炊き出しその他による食品の給与
 - 飲料水の供給
 - 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
 - 医療・助産
 - 被災者の救出
 - 住宅の応急修理
 - 学用品の給与
 - 埋葬
 - ご遺体の搜索・処理
 - 障害物の除去

※内閣府のHPに災害救助事務のマニュアルを掲載

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/h27kaigi/siryo1-2.pdf>



被災者生活再建支援法の概要

○自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する

※内閣府のHPに被災者生活再建支援法の概要等を掲載

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>

制度の対象となる自然災害

○10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

○市町村には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが必要

発災後における対応

1. 避難所の設置と機能整備

- ・設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ
- ・避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討
- ・バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保

2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- ・開設している避難所のリスト化
- ・氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成
- ・避難者名簿から被災者台帳への引き継ぎ

3. 避難所の運営主体

- ・運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化
- ・様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営

4. 福祉避難所の管理・運営

- ・必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置

5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等

- ・避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供
- ・各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備

6. 被災者への情報提供

- ・被災者・要配慮者への情報の提供
- ・市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立

7. 相談窓口

- ・様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置
- ・就労支援等の相談窓口の設置

8. 在宅避難

- ・在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等
- ・被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施（状況把握等）

○都道府県が避難者の健全な住生活の早期確保を図るために
内閣府と調整の上**応急仮設住宅を提供**した場合、災害救助法の対象

- 応急仮設住宅には、新たに建設する以外に、民間賃貸住宅の借り上げにより確保する方法もある
- 応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年
- 50戸以上の場合は、応急仮設住宅の建設に合わせて集会所の設置が可能。(10～50戸未満の場合は、応急仮設住宅の中に談話室の設置が可能)
- 市町村は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う
 - 安心・安全の確保
 - 孤独死や引きこもりなどを防止(心のケア含む)
 - 女性の参画を推進し、生活者の意見を反映
 - 仮設住宅への訪問活動や、仮設コミュニティを形成するための運営支援など、災害ボランティアを積極的に活用する



- 災害時には、様々な種類を含む混合状態の廃棄物が、一度に大量に発生
- 災害廃棄物の適正な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の確保のために非常に重要
- 災害廃棄物の円滑・迅速な処理のためには、**仮置場の確保や分別方法の周知・徹底等、初動対応**が重要

○廃棄物の適正処理と再生利用の確保

- 生活環境保全、公衆衛生確保のため、初動時対応が重要
 - ―市町村は速やかに災害廃棄物の仮置場の確保し、仮置場に搬入する段階から災害廃棄物を可能な限り分別する
- 災害廃棄物は可能な限り減容化させるとともに、積極的な再生利用を実現できるように、復旧事業等と連携し再生利用先を確保する



○県市町村による「災害廃棄物処理計画」の策定

- 環境省が策定している「災害廃棄物対策指針」に基づき、都道府県、市町村は「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に備える

【災害廃棄物処理計画に盛り込む事項】

- ―災害廃棄物の発生量の推計方法
- ―仮置場や分別場所の候補地
- ―有害な廃棄物や危険な廃棄物の処理困難物の適正処理方法
- ―住民等への啓発・広報 等

○災害廃棄物支援ネットワーク(D.Waste-Net)

- 自治体における災害廃棄物対策の推進するとともに、発災後に円滑に被災自治体を支援するため、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を発足(H27.9)
- 平成27年9月関東・東北豪雨において、茨城県や栃木県の自治体を支援
 - ―横浜市と名古屋市が常総市の災害廃棄物の収集を支援
 - ―日本環境衛生センターなどが常総市に常駐し、災害廃棄物処理実行計画の策定支援や災害廃棄物の仮置場の巡回等を実施



○発災時における市町村への支援

- 被害の規模に応じて、環境省地方環境事務所に「災害廃棄物対策本部」を設置し、都道府県と連携して被災市町村を支援
- 全国都市清掃会議等と連携して、人材や資器材が不足している被災自治体を支援
- 大規模災害時において、被災市町村の廃棄物処理体制だけでは処理しきれない場合、広域連携を支援

復興まちづくり

○「大規模災害からの復興に関する法律」、「被災市街地復興特別措置法」では、復興のための各種整備事業に関わる特例や代行措置などが規定されており、市町村はこれらの法律を活用して円滑かつ迅速な復興を図ることができる

大規模災害からの復興に関する法律の概要

- 大規模災害を受けた市町村や都道府県が円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して復興計画または都道府県復興方針を作成できるものとする
- 復興計画に関する協議会を経た復興計画を公表することで土地利用基本計画の計画等をワンストップで処理できるなどの特別の措置ができるものとする
- 復興に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設ける
- 大規模災害の被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、災害復旧事業について国等が代行できるものとする 等

被災市街地復興特別措置法の概要

- 新しい都市計画上の制度として、被災市街地復興推進地域を創設し、その地域の整備についての市町村の責務と建築行為等の制限等を定める
- 被災市街地復興推進地域の面的な整備に土地区画整理事業及び市街地再開発事業の活用等を図り、そのため土地区画整理事業の中で一体的な住宅建設のための特例等を設けている
- 復興に必要な住宅供給等の推進のため、住宅を失った被災者等に公営住宅等の入居者資格を認める特例及び被災市町村の要請等に基づく住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社の能力を住宅の供給等に活用するための特例を設けている 等

※被災市街地復興推進地域

被災市街地を被災市街地復興推進地域に指定すると災害の発生した日から起算して2年以内で建築行為等の制限がかかり、その期間内に、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画などの都市計画を定めることが市町村に課せられる